

消費税率引上げに伴う中小・小規模事業者支援制度などに関するQ&A

＜キャッシュレス・消費者還元事業＞

番号	質問事項	回答
1	ポイント還元事業への加盟店登録方法がわからない。	キャッシュレス・消費者還元事業のポイント還元窓口(0570-000655)や最寄りの商工会議所、商工会の相談窓口にお問い合わせください。
2	多くの決済事業者いるため、どの決済事業者のプランを選択し導入すれば良いのか分からない。	「キャッシュレス・消費者還元事業」HPに掲載されている各決済事業者のプランをご確認ください。 決済手数料や入金タイミング等を選択することで、希望に合った決済事業者を見つけることができます。 URL: https://cashless.go.jp/franchise/settlement-company-typeB.html
3	クレジットカード、電子マネー、QRコードの違いがわからない。	キャッシュレス決済の種類によって、それぞれメリットやデメリットがあります。 詳細は以下を参照ください。 URL: https://cashless.go.jp/franchise/index.html
4	各決済事業者の決済手数料が、事業期間終了後、どのようになるのか知りたい。	「キャッシュレス・消費者還元事業」HPに掲載されている各決済事業者のプランをご確認ください。 ポイント還元期間終了後の手数料の取扱いについて掲載されています。 URL: https://cashless.go.jp/franchise/settlement-company-typeB.html
5	決済端末について、すでに軽減税率補助金の申請をしている場合は、「キャッシュレス・消費者還元事業」に申請できないのか。	決済端末導入補助については、軽減税率対策補助金とキャッシュレス・消費者還元事業のどちらかのみであり、併用はできません。 なお、決済手数料補助及び消費者へのポイント還元については、軽減税率対策補助金での決済端末補助を受けていても併用することができます。
6	加盟店IDは各決済事業者ごとにあるのか。それとも1つのIDを他の決済事業者にも伝えればいいのか。	加盟店IDは1つです。最初に付与された番号を各決済事業者にお伝えください。
7	ポイントはどのように消費者に付与されるのか。	原則として決済事業者を通じ、キャッシュレス決済利用後に利用金額に応じたポイント等が付与されます。 なお、決済事業者によっては、購入代金から還元分を即時に差し引く方法が認められています。
8	零細企業は家族経営が中心であり、機械等は詳しくない。また、導入の手続きが面倒であるため、導入をためらっている。	キャッシュレス・消費者還元事業の補助金に係る手続きは決済事業者が行いますので、中小・小規模事業者の皆様にかかる負担は最小限に抑えられています。 キャッシュレス・消費者還元事業のポイント還元窓口(0570-000655)や最寄りの商工会議所、商工会の相談窓口にお問い合わせください。

<軽減税率対策補助金>

番号	質問・要望事項	回答
1	申請に必要な書類や用意すべきものがわからない。	軽減税率対策補助金の申請窓口(0120-398-111)や最寄りの商工会議所、商工会の相談窓口にお問い合わせください。
2	消費税率引上げの延期によりこの補助金の対象期間も延長されてきたが、更なる延期等はないのか。	2019年9月30日までにレジの導入等に関する契約等の手続きを完了し、2019年12月16日までにレジの設置・支払いを完了したのものについては補助金を申請できるよう、手続き要件の変更が行われました。 詳細は以下を参照ください。 URL: https://www.meti.go.jp/press/2019/08/20190828004/20190828004.html
3	軽減税率対応のレジの在庫がなく、10月1日までに設置・支払い等が間に合わない場合はどうすればいいのか。	同上
4	一部のベンダーやレジ・システム業者の対応が迅速でないとの声も聞かれるが、補助金の申請は間に合うのか。	補助金の申請は増加しています。軽減税率制度実施が目前に迫り、需要が高まっていることから、レジ・システム業者においては人手不足が発生しているとの話も聞かれます。 この状況を踏まえ、今般手続き要件の変更が行われました。 詳細は以下を参照ください。 URL: https://www.meti.go.jp/press/2019/08/20190828004/20190828004.html
5	軽減税率対応のレジが県内で品薄になっていると聞いたが、インターネット通販等の手段で購入しても良いのか。	インターネット通販を含め、どの手段・店舗で購入してもかまいません。
6	他の補助金との併用は可能なのか。	キャッシュレス決済端末導入補助については、軽減税率対策補助金とキャッシュレス・消費者還元事業のどちらかを選択する必要があります。併用はできません。 なお、「キャッシュレス・消費者還元事業」の決済手数料補助及び消費者へのポイント還元については、軽減税率対策補助金とともに併用することができます。